

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年10月16日 定例庁議	
開 催 日 時	平成25年10月16日（水）午前8時54分～午前9時56分	
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	<p>富岡市長、田中副市長、和田教育長、星野審議監（秘書担当）、田中審議監（政策企画担当）、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、田中生涯学習部長、内田監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 上野総務部次長兼財政課長、濱同課主幹兼課長補佐兼予算係長 （担当課2） 金丸総務部参事兼職員課長、奥山同課長補佐、新井同課人事研修係長 （担当課3） 村山政策企画室長、同室政策企画係又賀主査、同室同係櫻井主査 （事務局） 佐藤政策企画室主幹兼室長補佐、同室政策企画係濱野主事、稲葉秘書室長補佐</p>	
会 議 内 容	<p>（1）平成26年度当初予算編成方針について （2）朝霞市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例について （3）旧憩いの湯施設有効利用検討報告書について （4）第5次朝霞市総合振興計画策定方針について （5）内部統制に関する基本方針について</p>	
会 議 資 料	<p>（1）平成26年度当初予算編成方針 （2）朝霞市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例 （3）旧憩いの湯施設有効利用検討報告書 （4）第5次朝霞市総合振興計画策定方針 （5）内部統制に関する基本方針</p>	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### 【市長あいさつ】

### 【台風26号の概要】

（小林総務部長）

- ・15日火曜日17時20分に大雨、雷、強風注意報が発令された。その後、21時40分に大雨、洪水、暴風警報が発動された。これに伴い、警戒第一配備を引いた。
- ・雨量が劇的な状態でないことから、河川の状況等を勘案して、警戒第一配備のまま、総務部と都市建設部で対応してきたが、その後、黒目川の水位が上がってきたので、16日4時30分に警戒第二配備を引き、6時00分に警戒第三配備を引いた。背景としては、黒目川が氾濫注意水位に該当する、5m80cmに近づきつつあったということである。実際に、一度5m80cmに到達したが、その後は引いている。このような状況において、黒目川及び新河岸川の水系にある要援護者の対応を図るため、関係する福祉部、健康づくり部、又、避難所として開設すべき市民センター等を管理している、市民環境部、生涯学習部、学校教育部で集まり、今後の対応について検討する予定であったが、河川の水位が下がったため、実施には至らなかった。
- ・その後、河川の水位が下がるにつれて、警戒第二配備に変更した。今後、雨量はないものと考えるが、風が相当強く吹く恐れがあるので、このような状況を踏まえた上で、総務部と都市建設部の必要な職員で対応を図り、現在継続中である。
- ・被害状況について、危機管理課に個人的な被害の情報は寄せられていない。都市建設部では、道路冠水5か所を確認している。内間木にある県道朝霞蕨線をはじめ冠水した5か所は、一時通行止めを行った。報告は以上である。

### 【議題】

#### 1 平成26年度当初予算編成方針について

### 【説明】

（担当課1：上野）

- ・資料1の1は、内容として大きく分けると「我が国の経済情勢」と「本市の財政状況」と「予算編成の方向性」である。特に、本市の財政の硬直化が一層進んでいることや財政調整基金が極めて低水準であり財政状況が厳しい局面を迎えていることから、全職員がこの厳しい状況を認識して英知を結集すべきことを書き記している。
- ・なお、従来、歳入歳出ギャップを解消するために財政調整基金からの繰入金と前年度繰越金で調整を図っていたが、平成26年度については財政調整基金の残高が少ないことから今までのような方法を取ることができない。したがって、収支ギャップの解消を図るためには、歳出を削減させるしかないという非常に厳しい状況である。
- ・2ページ目以降については、「基本原則」「歳入に関する事項」「歳出に関する事項」が主な内容となっている。
- ・各項目の主な点として、まず基本原則は、選択する事業は、第4次朝霞市総合振興計画実施計画の対象となる事業であること。予測される歳入歳出等を漏れなく計上し、国の動向を的

確に把握すること。施策全般について、行政評価に基づき、効果等を十分検討し、事務事業の見直しを行うこと。「市単独の支援制度」については、毎年度見直しを実施して、各部署で十分に検討したうえで予算要求を行なうこと。機構改革により事務が他課へ移る場合は、機構改革前の従前の課が予算計上をすること。消費税について、予算見積もりにあたっては8%で計上することである。

- ・歳入に関する事項については、的確な収入見込み額を計上すること。未収金、滞納繰越金の縮減に努めること。国・県の動向を的確に把握し、国・県の補助金が削減・廃止された場合には、事業の廃止・縮減を前提に十分検討することである。
- ・歳出に関する事項については、「需用費」、「役務費」について引き続いて枠配分を実施すること、補助金については「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」に基づき、各部署で十分に検討の上、予算計上をすること。その他前年度の実績にとらわれることなく、その必要性を再度見直し、適正な額を見積もることである。
- ・なお、この予算編成方針については、庁議で承認をいただいた後、実施計画の採択結果と併せて10月21日月曜日に通知し、11月12日火曜日正午を予算要求締切日と考えている。  
(担当課1：濱)
- ・枠配分予算については、平成26年度についても、引き続き一般会計及び水道事業会計を除いた特別会計を対象として実施したいと考えている。
- ・平成26年度の枠配分予算については、平成22年度から平成24年度の決算における執行率と平成25年度の当初予算額を参考としているほか、例年にも増して厳しい状況であるので、支出の不確定な修繕費等についても精査している。
- ・なお、新規事業や制度変更、隔年での実施などにより、需用費、役務費が配分額を超えてしまう場合には、財政課長査定において調整する。

#### 【10月7日政策調整会議の要旨について報告】

(田中審議監)

- ・需用費、役務費の枠配分については、枠の中に収まれば良いのかとの質問に対し、基本的には、枠配分の中での実施としている。枠配分を超えたものについては、財政査定でヒアリングするとの回答があった。
- ・「2. 本市の財政状況について」で「市税や私債権の」と表現しているので、「1 基本原則」(5)の「市税の」という表現について、「等」を入れた方が良いのではないのかとの意見に対し、修正するとの回答があった。本日配布されている資料については、修正済みである。
- ・枠配分について、事前に枠の中に収めるため、各課に周知して良いのかとの質問に対し、事前に努力していただくことは構わないとの回答があった。

#### 【質疑等】

(富岡市長)

- ・課別の枠配分の合計削減額はいくらになるのか。

(担当課1：上野)

- ・前年比でみて、消費税8パーセントを考慮すると約9,500万円である。

## 【結果】

- ・原案のとおり、決定とする。

## 【議題】

### 2 朝霞市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例について

## 【説明】

(担当課2：金丸)

- ・まず導入の目的は、本市における正規職員以外の職員の任用については、臨時職員制度のみ運用しているが、運用上、臨時職員の継続任用が実質的に常態化し、地方公務員法との整合性の面で問題が生じている。また、臨時職員の中で、常勤的に勤務する者もあり、こうした臨時職員の待遇改善を図ることが喫緊の課題となっている。
- ・そこで、今般、一般職非常勤職員制度を導入し、こうした臨時職員を一般職非常勤職員として任用することで、地方公務員法に沿った運用を行うものとし、また、報酬の月額制の導入や休暇などの勤務条件について条例で整備することで待遇改善を図るものとし、地方公務員法及び地方自治法を遵守した運用を行うことを目的とする。
- ・条例制定の趣旨としては、現在、正規職員の給与については「朝霞市職員の給与に関する条例」、勤務条件等については「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」において規定されているが、一般職非常勤職員等の給与、勤務条件については、正規職員の制度とは異なるため、新たに条例を制定するものとする。
- ・内容としては、一般職非常勤職員等の報酬及び賃金の額、費用弁償、支給方法、勤務時間、休暇等について規定を設けるものとする。
- ・一般職非常勤職員、臨時的任用職員の定義として、一般職非常勤職員とは、地方公務員法第17条第1項の規定により任命する一般職員のうち、勤務時間が短い職務に従事し、地方公務員等共済組合法及び地方公務員災害補償法に規定する職員以外の職員である。臨時的任用職員とは、地方公務員法第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用する職員である。
- ・任用期間、更新、再度任用について、一般職非常勤職員は、任用期間は1年間で公務の能率的運営を確保するため必要がある場合で、かつ、勤務成績が優秀である場合は、再度任用ができる。臨時的任用職員については、任用期間は6ヶ月、育児休業代替職員は1年とする。ただし、6ヶ月を超えない期間で1回更新することができる。再度任用はできない。
- ・給与について、一般職非常勤職員の場合は、給与として時間額、日額、月額を定めた。条例では、報酬の時間額、日額、月額の下限額及び上限額を規定し、詳細については、職種別に規則で定める。時間額報酬は、920円から2,000円を超えない範囲内で、日額報酬は、6,900円から15,500円を超えない範囲内で、月額報酬は、140,700円から325,500円を超えない範囲内で定める額とする。
- ・月額報酬対象者は、特別賃金を支給している週30時間以上勤務の者とし、現在の特別賃金を平準化し月額報酬の中に盛り込む。通勤に係る費用として費用弁償を定める。時間外勤務の手当として割増報酬を定める。
- ・臨時的任用職員の場合は、給与として時間額の賃金を定める。条例では、時間額賃金の下限

額及び上限額を規定し、詳細については、職種別に規則で定める。時間額賃金は、920円から2,000円を超えない範囲内で定める。

- ・特別賃金は支給しない。通勤に係る費用として費用弁償を定める。時間外勤務の手当として割増賃金を定める。
- ・勤務時間について、一般職非常勤職員は1日7時間45分を超えず、かつ1週間当たりの勤務時間が37時間30分を超えない範囲とする。
- ・臨時的任用職員は、1日7時間45分を超えず、かつ1週間当たりの勤務時間が37時間30分を超えない範囲とする。ただし、特に必要と認める場合は、1日7時間45分を超えず、かつ1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えない範囲内とすることができるとする。
- ・年次休暇については、一般職非常勤職員等に対し、労働基準法に基づく年次有給休暇を付与する。
- ・特別休暇については、一般職非常勤職員等に対し、公民権の行使、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により一般職非常勤職員等が勤務しないことが適当である場合において、特別休暇を付与する。
- ・施行年月日については、平成26年4月1日である。

#### 【10月7日政策調整会議の要旨について報告】

(田中審議監)

- ・今の臨時職員の対応はどうか、職員の管理体制はどうかとの質問に対し、現在雇っている大体の職員は、一般職非常勤職員に移行する。管理体制は、現状と変わらないとの回答があった。
- ・資料の「任用」の中で、一般職非常勤職員は「競争試験又は選考により任用する。」、臨時的任用職員は「選考等により任用する。」と表記しているが、「等」の表現の違いについて教えていただきたいとの質問に対し、地方公務員法で規定されている内容を採用しているとの回答があった。
- ・県内他市の状況について教えていただきたいとの質問に対しては、ほとんどの自治体で、まだ、臨時職員の体制について、法的に整備をするといった動きは進んでいない。本市において条例を制定する理由は、平成22年9月に大阪府茨木市で臨時職員の条例に基づかない給与支払いは違法であると最高裁判所の判決が出たことに由来する。法令遵守するには、条例化しなければならない。県内で条例化している自治体は、所沢市、鶴ヶ島市、飯能市、新座市、和光市であり、条例の内容は自治体によって様々であるとの回答があった。
- ・臨時職員に対して、制度移行の説明はきちんと行われているのかとの質問に対し、臨時職員に対しては、8月に制度の概要についての職員コメントを行っている。また、正規職員並びに臨時職員に対しての説明会を10月下旬に行う予定であるとの回答があった。
- ・比較表を見ると、ほとんど変更がないようだが、臨時職員の待遇改善をどのように図ったのかとの質問に対し、一般職非常勤職員であれば、週30時間以上勤務の場合は、時間額賃金から月額報酬へ移行させた。現在の特別報酬については、疑義があったため、月額報酬の中に盛り込んだ。よって、年間の収入見込みが増えることになる。休暇について、特別休暇は内容を充実させた。年次有給休暇は、任用から6ヶ月後に付与されていたものを、任用の際

に付与することとしたとの回答があった。

- ・平成26年度予算について、報酬と賃金の算定根拠が変わってくるが説明等はどうかとの質問に対し、10月22日に各所属に対して説明会を行う予定であるとの回答があった。
- ・産休代替の臨時職員について、正規職員が休暇を延長した場合、1年なら延長できるが、更に延長するといった場合、同一人を採用できるのかとの質問に対し、原則通り、一ヶ月間をあげなければ同一人を採用できないので、基本的には、違う方を採用することになるとの回答があった。
- ・市に準じて人事管理を行っている、朝霞市社会福祉協議会及び朝霞市文化・スポーツ振興公社について通知するののかとの質問に対し、本条例が可決成立したのち通知する予定であるとの回答があった。
- ・一般職非常勤職員になった場合、昇給あるいは経験加算はあるのかとの質問に対し、あくまでも職員の補助なので、昇給や経験加算は考えていないが、今後検討する余地はあるとの回答があった。
- ・和光市と新座市が条例を制定しているが、内容の違いはあるのかとの質問に対し、和光市は特別職という形で条例を制定している。新座市は、一般職非常勤職員と定めているが、単独条例ではなく、給与条例の中に盛り込んでいるとの回答があった。

#### 【質疑等】

(富岡市長)

- ・具体的なスケジュールはどうか。

(担当課2：金丸)

- ・来週に各課の臨時職員採用担当者と所属長に対して、制度、予算等についての説明会を開催し、翌日、臨時職員に対して制度の説明会を開催する。12月議会で条例が可決成立したのち、1月に各課に対し、現行の臨時職員の移行手続きについて、職員課で作成したマニュアルに基づき説明を行う。その後、3月に向け各所属において臨時職員の意向確認を行い任用手続きにはいる。4月より一般職非常勤職員と臨時的任用職員に分けて任用を開始する。

(富岡市長)

- ・競争試験又は選考と規定しているが、今の臨時職員を再度任用する際には、どちらかを行わなければならないのではないか。

(担当課2：金丸)

- ・現行の臨時職員の任用については、面接、書類審査を選考試験として行う。

(富岡市長)

- ・新たな募集は行うのか。

(担当課2：金丸)

- ・各所属で人員が足りていなければ募集するが、足りていれば募集は行わない。

(富岡市長)

- ・新たな人を採用する場合は、どのような運用になるのか。競争試験は行わないのか。

(担当課2：金丸)

- ・新たな人の場合は、実績がないため、面接等によって選考を行う。また、競争試験は今のと

ころ行う予定はない。

**【結果】**

- ・原案のとおり、決定とする。

**【議題】**

3. 旧憩いの湯施設有効利用検討報告書について

**【説明】**

(担当課3：村山)

- ・憩いの湯は、平成9年2月にオープンし、平成17年5月に浴場からの漏水が判明し、平成18年4月をもって営業を停止した。その後、検討委員会による検討を進めてきた。平成17年12月に行われた検討会の報告では、内間木地域に公共施設が無いことから建てられたという経緯や起債償還が平成24年3月まで残っていることなどを考慮して「8億円の改修費を投じて、入浴施設として継続することが望ましい。」という結論に至った。
- ・さらに民間事業者の参入可能性や工事費、収支推計などを踏まえて、再検討した結果、平成18年12月に「新たに温泉の掘削、10年毎の大規模改修、同様の民間温浴施設の乱立など、公共温浴施設としての役割は終わったと判断し、入浴施設として継続することは困難である。」との結果報告が出されている。
- ・また、別の形で施設の活用として検討し、平成20年1月に「概算工事費約3億2千万円をかけ、多彩な複合施設としてリニューアルする。」との報告がされた。
- ・同年12月、政策調整会議において「財政的見地から事業を『凍結』し、政策企画室で検討する。」という結果になった。
- ・その後、地元町内会の意見を踏まえて、政策企画室で検討を行ってきた。平成24年7月9日から9月28日にかけて、アイデア募集を行った。市の公共施設としての転用に留まらず、民間が主体となって、あるいは、民間と市によるコラボレーションにより、広い発想に立った有効活用のアイデア募集を民間事業者等に対して行った。その結果、6団体から50提案が提出された。
- ・50提案については、第一段階として、平成24年11月に地元である上・下内間木町内会と一緒に18提案まで絞り込みを行った。
- ・本年2月に、第二段階として、課題は残るものの実現の可能性があるものについて、7提案まで絞り込みを行った。具体的な内容としては、福祉の拠点として4施設、文化・芸術の拠点として3施設、合わせて7施設である。
- ・同年9月には、第三段階として地元町内会の意見を伺いながら、さらに検討を行った結果、市及び地元には有益な事業として、活用に踏み切れる提案はないという結論に至った。検討にあたって考慮した点は「市民ニーズや内間木地域における必要性はどうか。」「関係法令による許可、認可、同意の可能性や許可等を得られるまでの時間はどうか。」「当該施設の現状と規模を踏まえた上で、費用対効果を見込めるか。」といったことである。
- ・13ページ「まとめ」について説明する。憩いの湯は、風呂を除いて、建物として使える最低限度の改修費用として、約1億3千万円かかると試算された。目的にあった施設に改修す

るには、更に別途費用がかかるものである。

- ・最低でも1億3千万円かかるという試算が提示されたこと、あるいは様々な活用に向けたアイデアをいただき検討したものの、有益な事業として活用に踏み切れる提案はなかったということ。これらを勘案して、今後は既存の施設を再活用するという発想から、この土地を活用するという方向での検討にシフトすべきであり、そのためには、憩いの湯施設を解体し、更地に戻すことを前提として、この地域の振興に資する新たな施策の展開を目指すべきであるとの結論に至った。
- ・政策調整会議において、文言の修正の指摘をいただいた。「解体費用が確保できるまでは、施設を市で暫定的に利用する方向で検討する。」を「未利用施設の解体に係る国の支援制度の動向を注視しつつ、当面は、この施設を暫定的に利用する方向で検討を続けるべきである。」と修正した。
- ・同ページ「終わりに」について説明する。こちらについても、政策調整会議で文言の指摘をいただいた。アイデア募集の絞り込みに当たり、第一段階から第三段階までは、地元町内会の意見を聞きながら検討を行ったと明記されているが、まとめの部分の解体についても地元の同意を得ているのかという質問があり、そちらについても了解を得ている旨を追加した。また、地元町内会からの意見として、254バイパスの進捗状況を踏まえて、市及び地元に関与する施設の展開に努力していただきたいという意見をいただき、「憩いの湯については、」以下を加筆及び修正している。

#### 【10月7日政策調整会議の要旨について報告】

(田中審議監)

- ・一部修正があったが、説明の通りである。
- ・解体費用の見通しがいついていいのかという質問に対して、総務省が未利用施設解体について、起債を起こせるといった制度の検討を行っており、そのための調査等も行われていることから、総務省の制度化の動きを注視していくということで、基本的には、その制度が確立されれば、制度を活用したうえで、解体の判断をしていきたいとの回答があった。
- ・解体するまでの間、暫定的な施設の利用等は、どこが所管するのかとの質問に対し、普通財産であるため、財産管理課であるとの回答があった。
- ・この報告書の位置付けについて質問があったが、アイデア募集等についての検討報告である。今後、政策企画室として、実際に解体するかどうかということは、別途、政策提言をしていく必要等があるとの回答があった。

#### 【質疑等】

- ・なし

#### 【結果】

- ・原案のとおり、決定とする。

#### 【議題】

### 4 第5次朝霞市総合振興計画策定方針について



## 【説明】

(担当課3：村山)

- 平成23年の地方自治法の改正により、総合振興計画の策定義務はなくなったが、今後も総合的かつ計画的な行政運営が必要なことから、第5次計画の策定をすることとなった。策定自体は、各自治体に任せられており、どのように策定していくのかという入口論の意見をいただくケースが増えている。今回の策定方針自体も審議会の意見を聞きながら策定していく。また、計画の期間や構成といった基本事項についても、審議会の意見を聞きながら進めていくこととしているため、期間や構成について定めがないのが特徴である。
- 基本的な考え方について説明する。まず、第4次総合振興計画まで、積み上げてきたものについては引き継ぎ、社会情勢等の変化を踏まえ計画を策定していく。
- 法律上の義務付けはなくなったものの基本構想については、市の最上位計画として、これまで通り議会の議決をいただき権威付けを行う。具体的な条例としては、仮称であるが、自治基本条例を目指しているが、場合によっては、総合振興計画単体の条例ということも選択肢として考えている。
- 成果指標については、外部評価委員会の中でもよりわかりやすいものにしてもらいたいという指摘があったので、審議の中で見直しを行っていきたいと考えている。
- 個別計画との関連性として、現在、都市計画マスタープランと同時に見直しをしているが、お互い情報を共有することで、整合を図っていきたいと考えている。その他の個別計画について、計画期間を同じにするというのは、難しい点もあるので、主要な柱立てについては、可能な限り共通のものにしていく。
- 責任の明確化というのは、現行の組織機構と総合振興計画の施策体系との対応関係が入り組んでいる、分かりにくくなっている状況である。特に、大綱2の生活環境については、総務部、市民環境部、都市建設部と三部にまたがっている状況である。中柱にしても、どの部が主管になるのかわかりづらいということもあるので、可能な限り調整したい。
- 策定体制は、全体的な構成は従来通りであるが、市民参画の中の市民懇談会について、基本構想の部分は、政策企画室が中心となって懇談会を開催する予定であるが、基本計画の段階では、庁内策定部会が主体となって、分野別に開催していく。
- 庁内策定部会については、各部長にも入っていただき強化を図っていく。政策調整会議において、同じ部会に複数の部長がいる場合の定めが、明確でないとの指摘を受け、庁議資料は、一部修正を加えている。修正内容については、追加資料4-2の通りである。
- スケジュールについて、基本構想と基本計画の確定については、同時に行っていきたいと考えている。素案については、平成27年2月、案の確定については、27年8月の庁議において、基本構想と基本計画を同時に確定することを予定している。要するに、基本計画の検討の中で構想を修正しなければならないという場面も出てくる可能性もあることから、確定自体は同時に行いたいという趣旨である。

## 【10月7日政策調整会議の要旨について報告】

(田中審議監)

- 一部修正があったが、説明の通りである。

- ・資料5ページ(3)議会②意見募集の中で、全員協議会とあるが、いつ頃の開催を考えているのかとの質問に対し、平成27年2月頃のパブリック・コメントの前に行い、市議会側の意見を踏まえ、最終案を決めていきたいと考えているとの回答があった。

**【質疑等】**

- ・なし

**【結果】**

- ・原案のとおり、決定とする。

**【議題】**

5. 内部統制に関する基本方針について

**【説明】**

(担当課3：村山)

- ・基本方針を定める趣旨は、住民からの信頼がなければ、行政は進まないということを念頭に置いて、住民に影響するミスをなくすこと、あるいは職員の不正を防止するということに主眼を置いた方針としたところである。
- ・実際の取り組み報告については、既に実施していることも多いことから、組織的な負担といったことも考慮しながら、新たな取り組みも位置付けている。新たに行うものを中心に説明する。
- ・法令遵守の確保に当たって「課内自己点検」を新たに追加した。これはチェックリストを作成し、概ね、3ヶ月ごとに課長がチェックを行うということで検討している。チェックリストについては、政策調整会議幹事会を通して、各部から意見をいただきながら、現在作成中である。
- ・内部監視ヒアリングについては、モニタリングチェックリスト、あるいは職員課や出納室において行われている取組について、年に一度、政策企画室でヒアリングを行うことを考えている。ヒアリングについては、毎年、全課を対象にするのではなくて、数年で一周する形を考えている。
- ・リスク管理について説明する。リスク事例の内容と対応の記録の蓄積、予見できるリスクへの対応については、既に実施している部署も多いことと思われる。係内や課内での共有に留めず、関係課への連絡が大切である。具体的な情報の共有化については、政策調整会議幹事会で現在検討中である。
- ・監査結果の共有化については、昨年度監査の報告を受けて関係部署が集まり、対応を調整したところである。引き続き情報と対応の共有化を図りたいと考えている。
- ・内部統制に係る運用状況の報告等について説明する。内部統制の運用状況等については、監査委員に対して報告するとともに、その概要をホームページ等で公表することを考えている。
- ・内部統制の体制については、一つ目は課内での自己点検、二つ目は政策企画室による内部監視ヒアリング、その他に、副市長と部長級職員で構成される内部統制庁内対策委員会を設置

して、基本方針案を作成、ただし、こちらはすでに終了している。毎年度の進行管理、あるいはなんらかの課題が生じたときの対策の協議などを行っていきたいと考えている。

- ・ 市内対策委員会における基本方針案の作成経過は、第一回を本年8月5日に開催して、基本方針案の素案の検討を行った。その中では、全庁に関わることであるので、一度各部に持ち帰って検討して、意見を聞いた方がよいだろうということで、その場では結論を出さずに各部での検討とした。それを踏まえ、第二回は、8月26日に開催して、基本方針自体は、漢字の訂正のほか、一ヶ所、二番の三行目、漏えいの後に「盗難、誤廃棄」といった言葉を追加した方がよいとのことで、その文言を追加した。
- ・ その他、チェックリストに対する意見がいくつか出たので、それを踏まえて、現在、幹事会において検討している。

#### 【質疑等】

(田中副市長)

- ・ 監査委員への報告は、任意の報告という理解で良いのか。  
(担当課3：村山)
- ・ 特に法令での義務はないので、任意での報告ということになる。

#### 【結果】

- ・ 原案のとおり、決定とする。

#### 【閉会】